

# 総務教育常任委員会資料

鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)及び鳥取県広域住民避難計画  
(島根原子力発電所事故対応)の修正について

(平成26年4月21日)

(資料)

- 1 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の概要(平成25年度修正)について
- 2 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)
- 3 鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)の概要(平成25年度修正)について
- 4 鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)



# 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の概要(平成25年度修正)について

資料1

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

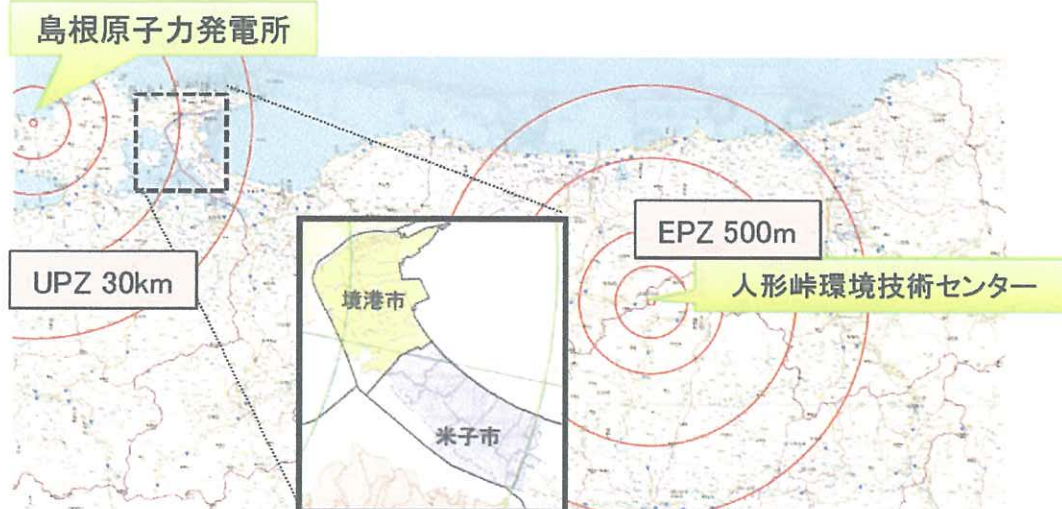
## 地域防災計画の位置づけ

- 災害対策基本法に加え、原子力災害対策特別措置法に基づき作成
- 一貫した原子力災害対策を行うため、原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」を遵守し、国や指定地方公共機関等の防災計画との緊密な連携

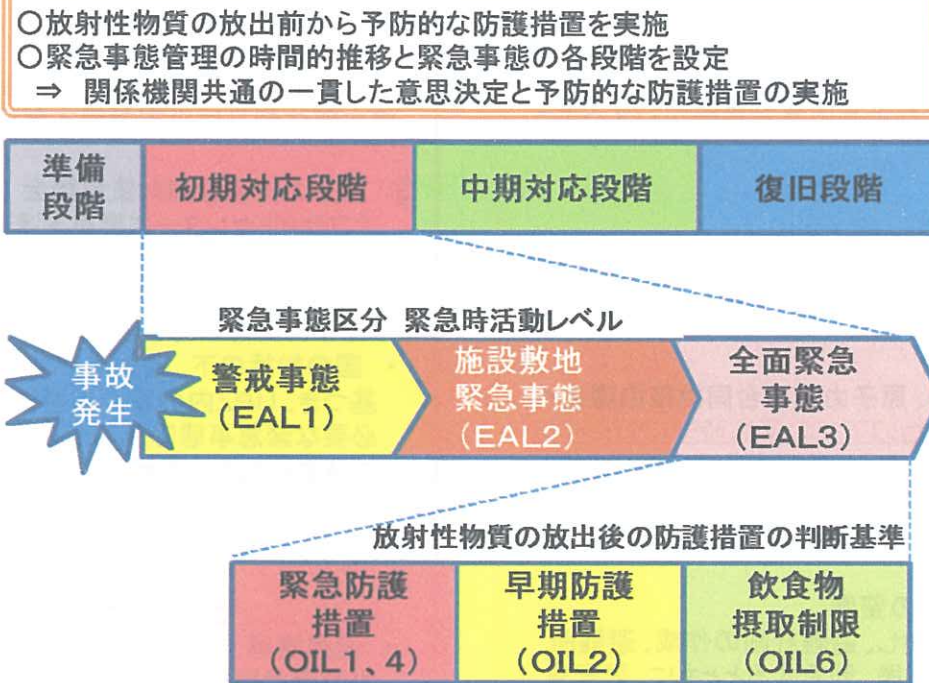
## 地域防災計画(原子力災害対策編)これまでの修正の経緯

- <平成13年 策定>  
平成12年の東海村JCO臨界事故を受けて策定  
※島根原子力発電所対応については、EPZ外であるが策定
- <平成24年 全面修正(平成25年3月18日)>  
平成23年の福島第一原子力発電所の事故を踏まえた抜本的な見直し
- ① 原子力災害特別措置法及び同法施行令が改正  
⇒ 島根原子力発電所について周辺県に位置づけられる。
  - ② 原子力災害対策指針の改定(法定化)  
⇒ 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)に位置づけられる。  
※UPZは、防護措置の実施範囲を限定するものではありません。
  - ③ 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の内容を踏まえた見直し(H25/3/15文書回答 協定の運用について立地県と同等の対応)

## 島根原子力発電所、人形峠環境技術センター



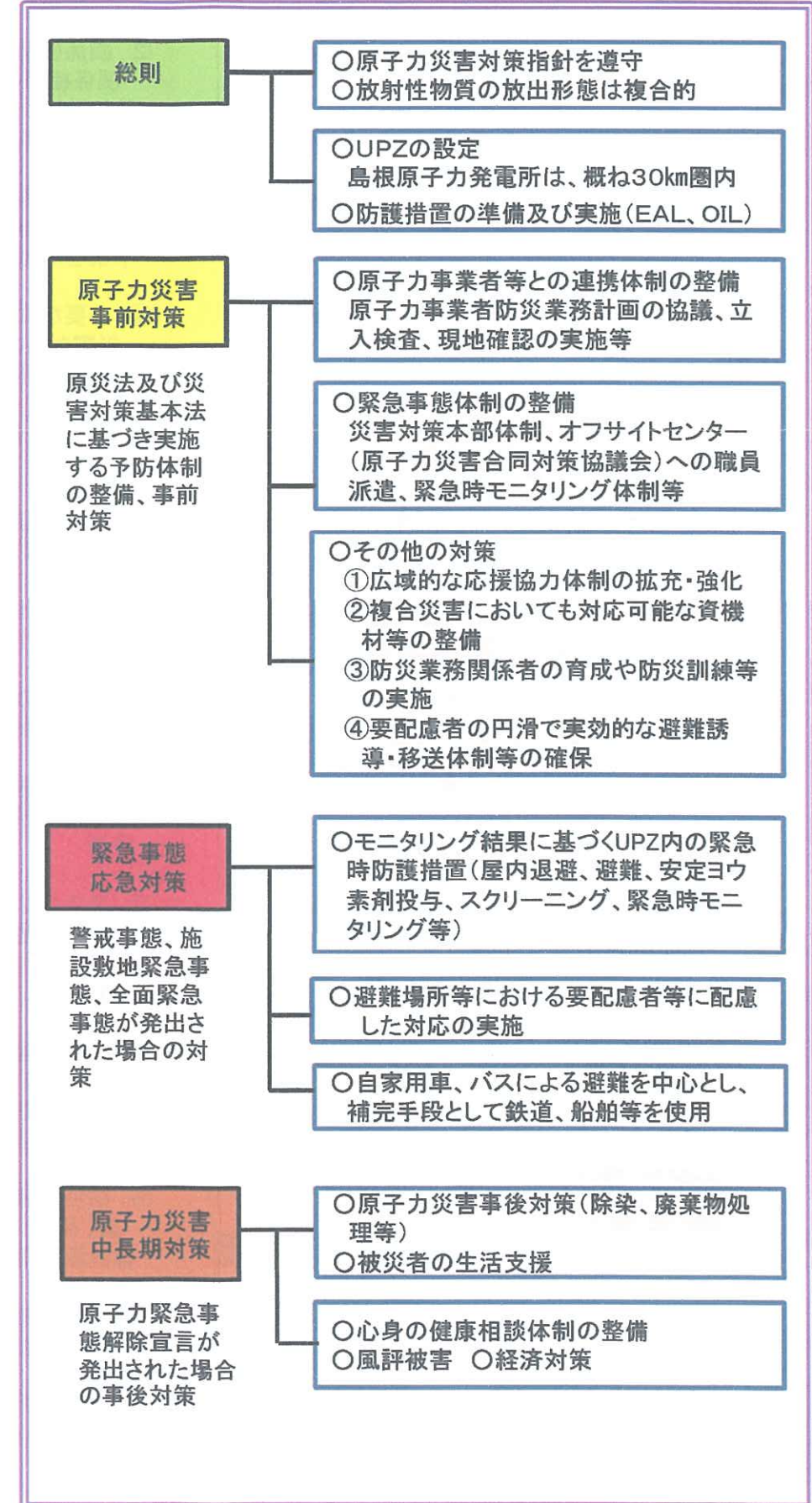
## 防護措置のタイムライン(時系列)



## 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正ポイント

- <平成26年3月26日修正>
- 1 緊急事態区分(EAL)の設定  
○発災時の原子力施設の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等を設定し、住民防護措置、モニタリング等実施すべき措置を規定
  - 2 緊急時モニタリング体制の見直し  
○国の総括の下、地方公共団体、原子力事業者が連携し、緊急時モニタリングセンター(組織)を立ち上げ、緊急時モニタリングを実施  
○県等は、国等の協力を受けて緊急時モニタリング計画を定める。  
○モニタリング結果の解析・評価及び公表は、国が一元的に実施
  - 3 運用上の介入レベル(OIL)の設定  
○空間線量率等に応じて運用上の介入レベル(OIL)を設定し、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施
  - 4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備  
○安定ヨウ素剤の緊急時の服用に係る体制や事前配布等の必要な措置を整備  
○緊急時の服用については、原子力規制委員会が判断を行い、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示  
○緊急時に備えて安定ヨウ素剤を備蓄(UPZ以遠については引き続き検討)
  - 5 輸送手段の複層化及び輸送手段の配分  
○自家用車、バス等準備車両による避難を中心としつつ、鉄道、船舶、航空機を補完的に使用

## 計画の体系





# 1. 総則

- ① 計画の作成等に当たっての指針  
原災法第6条の2第1項の規定に基づく、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」による
- ② 災害の想定  
福島原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、複合的であると想定
- ③ UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)の設定  
島根原子力発電所は施設から概ね30km  
→ 境港市の全域、米子市の一部(米子市地域防災計画に定める区域)
- ④ 防護措置  
原子炉施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

## ア 緊急事態区分(EAL)の設定

発災時の原子力施設の状態に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態を設定し、住民防護措置、モニタリング等実施すべき措置を規定(事故発生時の対策をあらかじめ整備し、役割を共有)

例: 全面緊急事態でUPZでは、屋内退避の実施、安定ヨウ素剤の服用準備等を実施。

## イ 運用上の介入レベル(OIL)の設定

放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果に基づきOILと照らし合わせ、必要な防護措置を実施。

例: OIL1 500μSv/hで避難指示等

## 必要な防護措置の判断基準

放射線物質の放出状況	放射線物質の放出状況		区分	対応
	放出なし	異常事象の発生、またはそのおそれがある時	警戒事態 (EAL1)	特別な対応は必要ありませんが、県・市からの情報に注意してください。
放出あり	放射線による影響が起きる可能性がある時	施設敷地緊急事態 (EAL2)	屋内退避等の準備をお願いします。	
	放射線による影響が起きる可能性が高い時	全面緊急事態 (EAL3)	屋内退避等を実施してください。	
	空間放射線量率の測定結果		対応	
	0.5マイクロシーベルト/時間 (OIL6に係る判断基準)		飲食物を検査する区域を決定します。検査結果に基づき摂取制限を行いますので、指示に従ってください。	
	20マイクロシーベルト/時間 (OIL2)		1週間程度内に一時移転(避難)を実施してください。	
	500マイクロシーベルト/時間 (OIL1)		数時間内に避難や屋内退避等を実施してください。	

※放射性物質の放出がなくても、状況によっては避難指示等を発出する場合があります

# 2. 原子力災害事前対策

- ① 立入検査、現地確認等の実施  
必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査等を実施  
→ 島根原子力発電所については、安全協定に基づき現地確認を実施
- ② 関係機関との連携  
関係機関等との間で協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう平時から準備を実施
- ③ 通信手段の整備等  
オフサイトセンター、国、立地県、周辺市町、原子力事業者等との情報連絡体制等を確保
- ④ 必要な体制の整備  
災害対策本部体制、原子力災害合同対策協議会への職員派遣、国の総括の下での緊急時モニタリングセンターの立ち上げへの協力、広域的な応援協力体制の拡充・強化、複合災害に備えた資機材等の整備など
- ⑤ 避難収容活動体制の整備  
関係周辺市町等に対し、避難計画の作成、避難所等の整備について、支援、助言するとともに、要配慮者等の避難誘導・移送体制、病院等医療機関・社会福祉施設等に対する放射線防護対策を整備
- ⑥ 飲食物の出荷制限・摂取制限  
国及び関係機関と協議し、体制をあらかじめ整備
- ⑦ 緊急輸送体制  
緊急輸送路の確保のほか、専門家の移送体制等を整備
- ⑧ 緊急被ばく医療活動体制等の整備  
救助・救急活動用資機材、医療用活動体制、安定ヨウ素剤の予防服用体制(緊急時に備えて安定ヨウ素剤を備蓄)、消火活動用資機材等の整備など
- ⑨ 情報伝達体制の整備  
国や周辺市町と連携し、事故発生後の経過に応じて住民等に提供する情報について、災害対応のフェーズ等に応じ、あらかじめ整理
- ⑩ 防災訓練の実施  
国、原子力事業者、市町村、自衛隊等と連携した訓練計画を策定し、訓練を定期的実施
- ⑪ 核燃料物質等運搬中の事故への対応  
核燃料物質輸送の特殊性等を踏まえた対応に備える  
→ 輸送計画等の連絡があった場合は、輸送の経路となる市町村と連絡体制を確認

# 3. 緊急事態応急対策

- ① 現地確認等の実施  
施設敷地緊急事態等が発生した場合は、立入検査等を実施  
→ 島根原子力発電所については、必要に応じ安全協定に基づく現地確認等を実施
- ② 県の危機管理体制  
緊急事態の区分に応じて、あらかじめ定めた災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に早期に移行
- ③ 原子力災害合同対策協議会  
オフサイトセンターに要員を派遣し、関係機関等と必要な調整を実施
- ④ 原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応  
・ 国の総括の下、緊急時モニタリングを実施し、OILに基づき、UPZ内の屋内退避又は避難指示の連絡等、必要な緊急事態応急対策を実施(緊急時モニタリング結果の解析・評価及び公表は国が一元的に実施)  
・ 避難場所及びスクリーニング等の場所の開設を実施  
・ 国の原子力災害対策本部等の指示に基づき、安定ヨウ素剤の配付及び服用を指示  
・ 避難誘導、避難場所での生活に関し、要配慮者等が健康状態を悪化させないこと等に十分配慮。また、放射線防護対策を実施した施設等における一時的な屋内退避(在宅要配慮者の受け入れも含む)の実施を検討
- ⑤ 緊急輸送活動  
自家用車、バス等準備車両による避難を中心とするが、補完手段として鉄道、船舶、航空機、ヘリコプター等を確保し、輸送手段の複層化を図る。
- ⑥ 緊急時医療活動  
救助・救急活動が円滑に行われるための資機材を確保するとともに、医療救護対策本部を設置の上、対応する。
- ⑦ 情報伝達活動  
住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ確に行うとともに、住民等からの問い合わせに対応

# 4. 原子力災害中長期対策

- ① 放射性物質による環境汚染への対処等  
国、市町、原子力事業者その他の関係機関と連携し環境の除染等の必要な措置を実施するとともに国の総括の下、継続的に環境放射線モニタリングを実施し、その結果を速やかに公表
- ② 被災者への支援等  
国や市町村と連携し、被災者の生活再建等の支援、健康調査を行うための体制を整備
- ③ 風評被害による影響の軽減  
国や市町村と連携し、農林漁業、地場産品等の安全性評価や広報活動を実施
- ④ 被災中小企業等に対する支援  
国や市町村と連携し、きめ細かな支援を実施

## 課題

### - PDCAによる計画の深化と実効性の確保 -

次の事項については、国の原子力災害対策指針において、今後改定が見込まれており、国の検討結果が示され次第、対応を行う。

- ① プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA: 概ね50km圏)の導入
- ② 緊急時のモニタリング等のうち中期及び復旧期モニタリングの在り方など
- ③ 実用炉以外(人形峠環境技術センター)のEPZ等の見直し

## スクリーニング計画 (場所については調整中)

